

社会的事業に関する特命委員会提言

平成30年5月31日

自由民主党政務調査会

1. 社会的事業が求められる背景と意義

○我が国の現状は、少子高齢化が進展し、マクロで見た日本の市場規模が縮小するとともに、自治体の財政状況もより一層厳しさが増していくことが予想されている。このような大きな社会経済的な環境変化の流れの中で、地域の抱える課題は多様化し、国民一人一人の生活の質を向上させるためには、それらの課題にきめ細かく対応する必要性が生じているが、そうした課題解決を通常のビジネスの視点で見た場合、市場規模の大きさや多様な関係者間での合意を得るプロセスにコストを要すること等から、高い収益性を追求する従来のビジネス手法では対処が難しい場合も多い。他方で、地域住民の生活を支える公的主体による対応が可能かと言うと、多くの地域で人口減少とそれに伴う税収の減少が見込まれており、これまでのように自治体が地域の全ての課題を解決するための行政サービスをフルセットで提供することは現実的には難しい側面があると言わざるを得ない。

○かかる状況において、民間発意で民間の活力・ノウハウ・スキル・資金を活用し、地域の課題を解決する社会的事業の動きが活発化してきていることは日本の力強さを感じさせるものである。収益一辺倒ではなく「自らの地域をどうすべきか」、「自らの地域の課題を解決して住み良いコミュニティを後世に残すにはどうしたらよいか」という問題意識を持ちながら、他人に任せるのではなく、自分事として自らが周りの人と連携して地域の課題解決に取り組む主体が増えていることは、我が国の「人財」の底力を感じさせる。

○実際、平成23年の特定非営利活動促進法の改正法の施行後、認定法人数は旧法に基づく認定数198から急速に増加し、本年3月末では1,067となっている。また、認証法人数は旧法が施行された平成10年度に23だったものが、昨年度末では51,872まで増大している。NPO法人が全てソーシャルビジネスに関わっている訳ではないものの、主体数の増加傾向の一定の目安になるものと言える。また、金融サイドからもこうした動きが裏付けられ、ソーシャルビジネス関連融資に力を入れる日本政策金融公庫の融資残高の最近の動向を見ると、平成26年度に約6,000件、500億円強だったものが、平成28年度には約9,600件、700億円強と2割程度増加している。

(参考) 特定非営利活動促進法

- －保健、医療、福祉、社会教育、まちづくりなどの分野で不特定多数の利益の増進に寄与する活動を行う団体に法人格を付与すること等により、特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的として平成10年に制定された法律。
- －認定NPO法人については、広く市民からの支援を受けていること（パブリック・サポート・テスト）等の基準を満たす必要があるが、当該法人への寄付金について所得控除等の税制上の優遇措置を受けることが出来る。

○地域発のこうした取り組み・主体こそ、地方創生の中核的役割を担う存在であり、地域の活性化を通じた日本の活性化を加速するものと言える。我々としては、成熟した日本社会だからこそ大いなる発展が期待できる社会的事業について、より一層その取組を促す環境を整備していくことが必要と考えている。

2. 第一次提言と最近の社会的事業の多様な展開への対応

○昨年5月に本委員会では、

- ①民主導によるソーシャルベンチャーの柔軟な認定手法の試行的実施
 - ②自治体によるソーシャルベンチャーの積極的・効果的活用の促進
 - ③エリアマネジメントの普及に向けた方策の検討と実現
 - ④兼業促進を促すようなガイドラインの整備
 - ⑤特区制度の効果的活用、レギュラトリー・サンドボックス等の整備
- の5つを内容とする第一次提言を行った。

○これを受け、政府においては平成30年度に社会性認定実証に関する調査事業予算を確保し、社会的事業の専門家が個別に事業の社会性を認定する仕組みや、財務・金融の視点から事業の継続可能性と合わせてその社会性を評価する仕組みなど、社会性を評価・認証する方策の在り方を実証すべく、その執行に向けた検討を進めている。また、まちづくりや観光振興など一定範囲の客体が裨益する事業におけるフリーライダー問題を解消し、社会的事業の自発的組成を促進する法的な枠組みとして日本版BID制度を盛り込んだ地域再生法の改正を行った。社会的事業の実施に当たり必要となる規制緩和を進めやすくするために、特区制度やレギュラトリー・サンドボックスに関する法的整備も行うこととしている。柔軟な働き方を実現すべく、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の制定等も行い、ソーシャルベンチャーへの人の流れに資する労働面での取組みも進みつつある。

(参考) BID制度

- －BIDとはビジネス・インフラ・ディストリクトの略。街づくり手法の一つで、特定エリアの地権者等から負担金を徴収し、当該エリアの不動産価値を高めるために必要なエリアマネジメント活動を行う仕組み。

○このように昨年の提言に対応した取組みが進展している中で、社会的事業にもまた様々な展開が見られている。このため、特に前提言からの課題である社会性評価・認知度向上の重要性に視点を置きつつ、社会的事業の多様な展開にとっての課題と必要な対応策をさらに検討することとし、今回の委員会でも以下の通りバラエティに富んだ事業活動の実態を聴取した。

(参考) 今回聴取した多様な領域における特徴的な取組み事例

【NPO法人 おっちらぼ (代表理事 矢田明子)】

島根県雲南市において、地域における子供・若者・大人のチャレンジの連鎖を目指すプラットフォームとなる中間支援組織を運営し、約百名の卒業生と多数の事業を産み出す。自身も、介護の知識を活用し、「地域に根ざす健康づくり」を目標に、従来の病院ではリーチできていない、ガソリンスタンド、訪問販売など、様々な地域の「場」を通じた住民の健康への働きかけ、予防医療を通じた健康増進を進める事業を実施。

【(株) シーセブンハヤブサ (代表取締役社長 古田琢也)】

鳥取県八頭町の田舎でも、子供たちが「働きたい」と思える企業を増やしたい、という思いから、「未来のモデルになる田舎」を目指す。人口減少・高齢化社会、それに伴う中山間地における様々な課題に対し、行政からの補助金頼みでなく地域で稼ぐために完全民間会社を設立し、農林業のIT化、生產品のブランド化等を通じた地域の価値を最大化しつつ、その地域の実情に合った「地域の最適解」の模索に取り組む。

【WAKUWAKUやまのうち (代表取締役社長 岡嘉紀)】

長野県山ノ内町において、周辺市町村も交えた広域ルートでのマーケティングと観光地経営の仕組み化に民間の立場から取り組む。地域事業と不動産の管理部門を分離することで、金融機関からの資金調達等を円滑化し、民間資金によるまちづくりを進める。加えて、地域の魅力を発信する事業とともに、将来の地域を背負う担い手を育てるための地域起業についても、内部事業の一環として実施。

【(株) ファーマーズフォレスト (代表取締役社長) 松本謙】

「継がない」より「継がせたくない」という風潮から、現実的に担い手不足となっている地域を変えていくため、産業振興と出口戦略の両輪が回り、自走する経済好循環を目指す。栃木県宇都宮市において、「稼ぐ地域」の原動力となる司令塔となる地域商社事業の創業を通じて、これまでの地方から大都市圏への商流だけではなく、地域產品の「ストーリー化」により産地間流通のネットワークや中規模流通の確立を通じた産地育成と所得向上に取り組む。

3. 成功事例の共通項

○社会的事業は相応の収益性が見込まれ、比較的収益性が見込まれる事業分野や一定の市場規模を確保できればビジネスベースでの展開が期待できるものから、マネタイズが難しく、公共性が高い事業やその事業本体では高い収益性は望めないものの地域を担う人材の育成や事業環境整備を通じた新たな事業の創出につながるもの、また、行政サービスの代替や効率化などを通じて地域活性化に重要な役割を果たすものまで、その対象事業分野や組織形態、活動範囲等は多様である。具体的には、地域の特産品等を活用した物販中心の地域商社的な事業、ヘルスケアや介護、高齢者・子供支援、障害者支援などの医療・福祉的な領域での事業、また、地域おこしや観光振興の様に面的な広がりがみられる分野まで多様である。

○他方で、①地域の抱える課題、自分事として感じた課題を解決することを事業の本来的・第一義的な目的としていること、②市場規模の大きさ等から一般的な収益事業に比して安定的な事業運営に達するまでに時間を要すること、③事業対象が地域の課題であることから様々な利害関係者が存在すること、などは全ての社会的事業に共通する特徴と言える。

○本委員会でのヒアリングを通じ、そうした社会的事業の成功事例を見ると、以下のよう

- ①課題・ニーズを捉えてビジネスモデルを設計し責任を持って取り組む中核人材
- ②周囲のサポート
- ③取組みの社会性についての認知度の向上
- ④地域の強みや特徴を生かした継続的な取組み

○自分事として地域の課題解決に取り組む人材、知恵を持った人材は実はどこにでもいるとの指摘もあった。行政をはじめとする周囲がそうした意欲ある人材をサポートし、合わせて実際の事業運営に必要な資金やノウハウの提供が受けられる環境を整備していくことが重要である。

4. 社会的事業の更なる発展に向けた課題と対応・環境整備

(1) 中核人材・担い手の発掘・育成と周囲のサポート環境整備

《担い手の発掘・育成と支援ネットワークの構築》

○ソーシャルビジネスへの社会的関心が高まる中、自分事として地域の課題を解決する事業を始めたいと考える人も増えているが、通常の起業であっても、法令上の手続き、事業計画の策定、資金調達等とそのハードルは決して低いものではなく、さらにソーシャルビジネスとなれば、お手本となる前例も少ないこと、また、組織マネジメントやステークホルダーとの対話などソーシャルビジネス固有の課題や、自身の生活が維持できる収入が得られるかどうかの不安などから、一歩

足を踏み出すことに躊躇する者も多いと思われる。

- 一方で、ヒアリングの場では、「地域には思いと知恵を持った人材は必ずいる。」、「必要な経営相談・コンサルティングを提供することもできる。」といった意見が見られた。実際、意欲も能力も持った人材は多く存在しており、必要な点は不足する経験や実践的な知識を提供する環境の整備にあると考えられる。このため、地方創生の文脈から、人材育成を進める「地方創生カレッジ」等の仕組みにおいて、ソーシャルビジネスの起業・マネジメント人材の育成につながる支援を講じる必要がある。特に、ヒアリングでプレゼンテーションをいただいた取り組みをはじめとして、成功事例にはそこに至るまでの様々な苦勞も集約されており、これ以上の無い「生きた教科書」と言える。各地の各分野での成功事例を集約し、同じような課題に悩む地域に対して発信・周知することも重要である。さらに、既に社会的起業家の育成に取り組むNPO法人や社会的事業を支援する民間のネットワークが多数存在しているところ、地方創生推進交付金等も活用し、こうした組織と自治体との連携等に対する支援を通じて、人材の発掘・育成や社会的事業へのサポート環境の整備を進めることが大事である。

《副業・兼業の推進を通じた多様な人材の参画促進》

- また、ソーシャルビジネスではマネジメント層のみならず、スタッフ人材も不足する場合が散見される。一方で、自ら起業するまでは至らずとも、自分の出来る範囲で、自らの専門知識を生かす形で地域活動に携わりたいと考える人は相当に多い。実際、我が国でも法律、税務、会計、営業、広報、ウェブデザインなどの専門知識や経験を持った人たちが、いわゆるプロボノとしてNPO活動等に参加する動きが顕在化してきている。こうした中、本年1月には政府が「副業・兼業の促進に関するガイドライン」と「改訂版モデル就業規則」を制定し、副業・兼業の普及促進を進めていることは、ソーシャルビジネスにおいてプロフェッショナル人材の協力を確保しやすくなる環境整備として有効なものと言える。今後、労働者が過重労働に陥ることの無いように事業主がそれぞれ労務管理の責任を果たすことを当然の前提として、大企業を中心に従業員の副業・兼業に関する理解の増進を図ることで、ビジネス実務の経験者が地域の課題解決に貢献し、また、その個人もソーシャルビジネスの経験を通じて成長していける好循環を創出していくことが大事である。

(参考) 副業・兼業の促進に向けた環境整備

- －副業・兼業の促進に関するガイドラインでは、自身の能力を発揮したいと希望を持つ労働者について、長時間労働を招かないように留意しつつ、希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境を整備することが重要として、その方向性が示されている。さらに、企業に求められる対応としては、原則、副業・兼業を認める方向で検討することが適当としている。

一改訂版モデル就業規則では、労働者の遵守事項として従来規定されていた「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと。」を削除し、労働者が事前に会社に届出を行うことにより、一定の場合には会社が副業等を禁止・制限できるものの、勤務時間外において他の会社等の業務に従事することができる旨の規定を新設している。

(2) 社会性に関する認知度向上につながる仕組みの整備

《社会性認証に関する支援・仕組みの検討・実証》

○ソーシャルビジネスに取り組む者は、自らの事業について、サービスのユーザー、資金提供者はもちろん、周囲の関係者を含めた広範なステークホルダーとの充実したコミュニケーションを図ることが不可欠である。自由な組織運営を通じて社会貢献に取り組むが故に、情報開示、説明責任を自ら果たし、得られた収益がさらに社会的事業を解決するために再投資されていることや意思決定のプロセスにおいて地域のプライオリティが反映されていることなどが外部からも確認できるように、その事業運営・ガバナンスに関する透明性確保を留意することが必要である。

○一方で、ソーシャルビジネスの事業主体は相対的に規模の小さい組織であることが多く、こうした組織では、一人の職員がいくつもの業務を兼務しているため、株式会社で言うところのIRのような活動まで手が回らない、あるいはそうした分野でのノウハウ・経験が乏しい場合がある。これにより、折角、地域課題の解決に貢献していても、その実態が十分に伝わらず、事業展開に制約が生じてしまうことも懸念される。

(参考) IR

ーインベスター・リレーションズの略。IR活動とは、企業が投資家に対して経営・財務状況、業績の実績や今後の見通しなど投資判断に必要かつ有用な情報を適切に説明・広報する取組み。

○このため、こうした事業主体の組織マネジメント支援の一環として、NPO法人を支援する中間法人や既存の中小企業に対する経営アドバイザー等の支援の仕組みの活用により、ソーシャルビジネスに取り組む者が、情報発信や広報等に関する経営指導を受けられる環境を整えることが大事である。また、民間や地方自治体が、専門知識を持った第三者委員会の仕組み等を活用して、ソーシャルビジネスの社会性を公正・公平・客観的に評価・認証する仕組みを検討・実証することが重要である。その際、国には、社会性認証に関する実証事業予算等を通じて、評価・認証に当たっての留意事項等をまとめた指針を整理し、自治体等の参考となるように提示することが求められる。

○なお、評価・認証の仕組みを検討するに当たっては、ソーシャルビジネスの強み

は、民間主体の自主性、自由な取組みにあり、対応する社会的課題も幅広い分野に及ぶものなので、画一的・硬直的な基準を設けることにより、ソーシャルビジネスを窮屈な枠に嵌めてしまうことが無いようにすべき点は留意が必要である。また、ソーシャルビジネスには経済的効果のみならず、市場での金銭評価による捕捉が難しい社会的効用を生み出すという特徴があるが、一定の仮定を置くなどして、可能な限りこの社会的効用の部分も数値として「見える化」するソーシャルインパクト評価という視点も重要である。

《ソーシャルビジネスに関する組織形態の検討》

○また、現行の特定非営利活動促進法に基づく認定や認証を受けることにより、事業の社会性については一定の評価が得られると言えるが、多様化するソーシャルビジネスを推進する法人形態はNPO法人に限られたものではなく、資金調達の柔軟性や意思決定の迅速性の点から、他の法人形態で事業に取り組む者も多い。一方で、株式会社形態であれば、資金調達面や利益処分において柔軟性が高まるものの、その柔軟性故に、「得られた利益が本来的な目的である社会的課題の解決に適切に再投資されているのか。」、「役員報酬は適正な水準にあるのか。」等、社会性についての疑念が惹起される恐れもあり得る。機動的な事業運営と事業の社会性認知の両立という観点から見た場合、事業主体の組織形態という側面についても現行の法人制度に何らかの制約・課題があるのか、イギリスのコミュニティ利益会社（CIC）の仕組みなども含めて調査・検討を行うべきである。

（参考）コミュニティ利益会社（CIC）

ーイギリスにおける会社形態の一つで、株式発行による資金調達を可能とするとともに、資産処分制限（アセットロック）や配当・利子支払い制限によりCICの資産がコミュニティ利益の増進のために活用されることを保証している。

（3）事業特性を踏まえた資金調達等への支援と中小企業施策との連携

《事業特性を踏まえた資金面での支援》

○事業が成功し地域に根付くためには継続性が求められる一方で、収益化・投資回収には時間を要するソーシャルビジネスの特徴を踏まえ、より長期的な資金提供の仕組みや行政によるサポートの予見可能性を高める方策を検討することが重要である。特に、ソーシャルビジネスの実践者からは、資金面での支援について、将来的に自立が見込めない事業への補助金投入や、補助金が無ければ継続できない事業への支援を行うことには厳しい批判がなされたが、他方、事業の初期段階で自走に必要な一定期間の支援のコミットには柔軟な対応を期待する声も見られた。当然、地方創生推進交付金等の公的資金による支援に当たっては、透明性・効率性が求められ、毎事業年度に公募手続きを行うことが原則ではあるが、例えば、成果が表れるまでに複数年度にわたる事業計画が必要な事業への助成措置については、初年度のKPIの達成状況に応じて申請書類を簡素化するなどして事

業者の予見可能性を高めるような配慮を行うことが有効と考えられる。

《官民ファンド等の有効活用》

○社会的事業は投資回収までの期間が相対的に長く、当該事業単体のリターンは小さいことが多いため、民間資本が単独で事業の初期段階におけるリスクマネーを提供することが難しい場合も想定される。これに関しては、今回のヒアリングにおいて、地域経済活性化支援機構（REVIC）が地方銀行とともに組成した観光活性化ファンドから出資を受けた事業主体が観光地の整備を進めて誘客に成功している事例（株式会社 WAKUWAKU やまのうち）の紹介があった。金銭的な評価が難しい社会的なリターンを含め、その事業性評価が難しく、情報の非対称性も大きいと考えられるソーシャルビジネスの分野では、いわゆる「市場の失敗」が生じている可能性がある。こうした領域には、中長期的に出資者としてのリターンが得られることを前提として、官民ファンドによる資金提供が政策的に求められると考えられる。また、本年1月に休眠預金等活用法が施行されたところ、社会的事業への助成という観点から休眠預金の活用を検討することも有用である。

《中小企業施策との連携促進》

○また、通常の株式会社形態の中小企業がソーシャルビジネスの担い手となることもあり、新サービス開発への補助制度や政策金融などの中小企業支援策を活用してソーシャルビジネスを支援することも考えられる。さらにNPO法人への融資については、平成27年の法改正により中小企業への資金融通を支援する信用保証制度の対象とされたが、その他の支援策についても、その制度趣旨を踏まえつつNPO法人による活用可能性を検討することが重要である。

（4）S I Bの普及促進と公的データの利活用環境整備

《S I Bの活用による行政サービスの市場化》

○近年、社会的課題の解決と行政コストの削減を同時達成する資金調達手法としてS I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）に対する注目度が高まり、諸外国では、イギリスを筆頭に20を超える国で就労支援、生活困窮者支援や教育、受刑者の再犯防止プログラム等の様々な分野での活用が見られている。また、我が国においても20を超える自治体で導入に向けた検討が進められ、既に予防医療などのヘルスケア分野での活用が始まっている。

（参考）S I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）

- －社会的課題を社会的企業や非営利団体等の民間のノウハウと民間資金を活用して解決し、その成果に対して行政機関が対価を支払うことを約束する官民連携手法の一つ。成果報酬型の仕組みであるため、実施主体に効率化のインセンティブが働くとともに、行政としては当初設定された成果目標が達成されない場合には資金的リスクを負う必要がない。
- －イギリスにおいて国民保険サービス改革の中で公共医療サービスへ市場原理を導入する

目的で採用されたことが発祥とされている。

○S I Bの活用は、行政事務の効率化、社会的課題の解決、行政サービスが対象としていた領域の市場化、新たなビジネス主体の創出など、多様な効果が見込まれるものであり、今後、その積極的な活用が望まれるが、一方で、

- ①行政・サービス提供者・事業資金提供者・サービス利用者・第三者評価機関など複数の関係者が関与する複雑な仕組みとなることが多いこと
- ②S I Bはボンドとは言え通常の債権とは異なり、成果報酬型の資金調達手法であって必ずしも元本が保証された仕組みではなく、資金提供者の理解を深める必要があること
- ③予防的介入による将来的な行政コストの効率化効果を報酬・リターンに充当する仕組みであり、その効果測定が難しく、また、これまでの行政の財政制度には馴染みにくいこと

など、その普及には一つ一つ解決すべき課題も多い。しかしながら、今回のヒアリングで紹介された神戸市のように、意識の高い、先進的な自治体では着実に検討を進め、制度の活用が始まっている。今後、成果指標の設定やその評価方法、利回り等の支払条件の仕組みづくり、社会的課題の分野類型に応じたS I B活用に当たっての留意点の整理、さらにはS I Bに関する事業の枠組み全体を設計・管理・運営する中核的組織や公正な実績評価を行う評価主体の育成等に向けて、全国の自治体での活用事例を着実に積み上げ、ノウハウを蓄積していくことが重要であることから、S I Bを活用した地域の取組みを地方創生推進交付金等により積極的に支援していくことが大事である。その際、S I Bの取組みは、その成果が確認できるまでに一定の年数を要する複数年事業となることが通例であることを踏まえ、予算執行の柔軟な仕組みも検討すべきである。

○また、ヒアリングの場では、S I Bについては、学術的な観点からの整理と実務上機能する仕組みとは必ずしも一致するものではないとの意見が見られたところ、国としても、今後、全国での取組みの進捗状況を確認しつつ、S I Bの導入を検討する自治体の助けとなるように、S I Bの基本的なフレームワークや留意事項等を整理したガイドラインを整備していくことが必要である。

《S I Bの普及促進に向けた公的データの有効活用》

○S I Bの活用については、金融的手法としての利回りや成果報酬の設定等の仕組みの設計において、成果指標の選定や設定方法、実績評価が重要なポイントとなるが、こうした成果指標の選定等に当たっては、公的機関が保有するデータの利活用が極めて有効となる場合がある。また、S I B活用に向けて、地域の社会的課題そのものを補足する段階においても公的データは重要な役割を果たすものである。このため、個人情報に関する匿名性を担保するなど、データの利活用に必

要な条件を確保することが大前提だが、政府として取り組む行政情報の利活用をSIBの利用促進の観点も踏まえて進めていく必要がある。

(5) 行政の役割・支援と地域金融機関への期待

《政府における支援体制の整備》

○現在、社会的事業については、その主要な組織形態であるNPO法人に関する法制度を内閣府が所管し、それぞれの事業領域に応じて経済産業省や厚生労働省などの事業所管省庁が実証事業等での支援を行っている。他方、社会的事業の対象領域は幅広く、その拡大に当たっての課題は人材育成、資金調達、認知度向上等、多岐にわたっている。社会的事業は、地域の課題解決に止まらず、新たな市場の開拓、新産業や雇用機会の創出、行政サービスの効率化、地域コミュニティの再生など多様な効果が期待され、国としてもその普及促進を図るべきと分野と言え、今後、関係省庁が緊密に連携・連絡し、政府全体として社会的事業を支援する体制を整えていくことが大事である。

《自治体による社会的事業の推進と社会性認証への取組み》

○自治体においても、財政基盤の脆弱化や職員数の低減傾向等を踏まえると、民間の知恵と活力を積極的に活用していくという発想に立ち、行政サービスをソーシャルビジネスのマーケットに置き換えていくことをより積極的に検討すべきである。特に、SIBの事例に見られるように、成果主義に基づく支出・成果連動型報酬の仕組みは、調達サイドの改革を通じた行政コストの削減に貢献し、また、その実施に当たってはデータに基づくフレームワークの緻密な設計が必要となるため、EBPM（証拠に基づく政策立案）の普及にも寄与すると言える。

○他方で、社会的事業の担い手は、必ずしも地域で十分に認知されておらず、実績もこれからという主体も多い。地域の自治体は、地域の多様な課題の実態を把握し、その解決に取り組む主体と内容が適切かつ地域ニーズに合致したものであるかを最も公正に判断できると考えられる。社会的事業の担い手の信用力を補完する意味でも事業主体の適切性や事業の社会性を認証する自治体独自の仕組みに取り組む必要がある。

《自治体による社会的事業への支援の強化》

○事業の性格や実施主体の特徴等から、一般のビジネスとは異なる側面も持った社会的事業については、柔軟な発想に立って有形・無形の様々な支援を展開することが重要である。

具体的には、

- ①スタートアップ段階における補助
- ②委託事業や指定管理者制度等による行政事務の市場開放

③支援ネットワークの構築や協議会等の設立・運営

④広報での協力

などが考えられる。また、上述の認証制度と連動して支援措置を講じることも事業に対する信用や規律の付与の点から効果があると思われる。

なお、財政的な措置については、社会的事業とは言え、あくまでも一定期間経過後には自立することが可能な取組みへの支援を原則とすべきであり、審査時においてはかかる自立可能性・事業性をしっかりと評価し、事後的には社会的な効用を含めた事業成果を検証することが重要である。

《地域金融機関への期待》

○今回の第一勧業信用組合からのヒアリングでは、地域社会を支えるという使命を意識した信用組合が自分事として創業や地方創生に積極的に関わり、地域・コミュニティの特性を活かしたオーダーメイド商品であるコミュニティローンの組成、担保主義に捉われずに事業性を評価した資金提供（出資・融資）、地域金融機関同士のネットワークを活用した業務提携先の紹介や商品開発・販路開拓への支援など、地域のプラットフォーム的な機能を果たす前向きな事例が確認できた。社会的事業への資金融通については、事業主体が十分な財務基盤を有していない場合が多く、むしろ事業計画の実現可能性に加えて、代表者個人の理念や思いの強さ、コミュニティにおける信用力などの定性的な要因を含めた多面的な評価が必要であるが、これは地域の実情に詳しく、地域とともに成長する地域金融機関が最も得意とするところと言える。地域金融機関には、真のリレーションシップバンキングを推進する中で、社会的事業の発展に今以上に貢献していくことを期待したい。

5. おわりに

○事業性を維持しつつも社会性を重視する社会的事業は、コミュニティの住民がプライオリティを置く地域課題の解決のみならず、新たな市場・産業・雇用の創出、行政の効率化、地方創生など様々な文脈から我が国社会にとって従来以上にその意義が高まっている。元来、近江商人の「三方良し」の発想に表れているように、社会性を意識した事業活動は日本の土壌に馴染むものと言っても良いのであろう。また、若い世代からリタイアした高齢者まで、多くの層の人々が地域貢献に高い関心を示している。こうした社会環境や価値観、文化と人材が備わった我が国で、各人が自発的に地域の課題解決に取り組み、社会的事業が活性化していくよう、今後とも実態を把握しつつ、関係者とともに必要な環境整備を進めていくこととしたい。地域の元気は地域住民一人一人の地域に対する思いをどう実現するかにかかっているのである。